

令和3年度第1回みやぎ食の安全安心推進会議議事録

日時：令和3年7月20日（火）

午前10時から正午

場所：県庁第一会議室

1 開会

2 挨拶（環境生活部鈴木部長）

3 議事

※熊谷副会長が退任したことから、議事の前に副会長の選出を行った。委員から事務局案との声が上がリ、事務局からは大友委員を提案し、事務局案の通り大友委員が副会長として選出された。

（1）会議の成立

15名のうち13名が出席したことから、みやぎ食の安全安心推進条例第18条第2項の規定により、会議は成立した。

出席委員

西川委員（会長）、星委員（副会長）、氏家委員、鈴木委員、加藤委員、大友委員、浅野委員、三枝委員、小野委員、立花委員、佐藤委員、高橋委員、佐々木圭亮委員

欠席委員

庄子委員、佐々木仁委員

（2）会議内容

議題 令和2年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第3期）」に基づく施策の実施状況（案）に係る評価について

【 西川会長 】

早速ですが議事に入りたいと思います。

本日は令和2年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第3期）」に基づく施策の実施状況に係る評価について協議をいただきますので、よろしくお願いいたします。

この会議は、消費者、事業者・生産者の代表者及び学識経験者から構成されておりますので、委員同士で意見を交換しながら、それぞれの立場、お一人お一人からの貴重なご意見を頂戴する場になっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず（1）議題になりますが、令和2年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第3期）」に基づく施策の実施状況（案）に係る評価について、事務局から説明をお願いします。

【 環境生活部 小野寺副部長(技術担当)兼食と暮らしの安全推進課長 】

食と暮らしの安全推進課の小野寺でございます。私からご説明させていただきます。

使う資料は資料1-1から1-4まででございます。主に1-2を使いご説明させていただきます。

まず、令和2年度の施策の実施状況につきましては、委員の皆様へ6月に資料を送付い

たしまして、書面により施策の達成度について、小分類ごとに、「A：達成している」、「B：概ね達成している」、「C：達成していない」の、3段階評価をお願いしているところでございます。

皆様からいただきました評価につきましては、会長にご報告し、推進会議の評価の案として取りまとめていただきました。

本日は、その評価案についてご審議いただき、「推進会議の評価」を決定していただきます。

決定されました「評価」につきましては、「施策の実施状況」に盛り込みまして、知事を本部長とする「宮城県食の安全安心対策本部」に諮り、9月定例県議会で報告し、公表する予定としております。

それでは、資料に基づきましてご説明申し上げます。

資料1-1は概要版でございますので、後程ご覧いただきたいと思います。

資料1-2でございます。この資料につきましては前半部分は施策の内容・結果について記載してございますので、本日は評価の部分について説明しますので、63ページをお開きください。

こちらが、会長に取りまとめていただきました推進会議の評価の案でございます。

まず、「1 安全で安心できる食品の供給の確保」の「(1) 生産及び供給体制の確立」でございます。

「イ 生産者の取組への支援」につきましては、B評価となっております。これは、県認証農産物の認知度が向上していること、農業生産工程管理、いわゆるGAPの普及が進んだことなどについて評価できるものの、一方で、環境保全型農業取組面積が減少していることについて、指標の妥当性に疑問があるとの内容でございました。

続いて、「ロ 安全安心な農産物生産環境づくり支援」につきましては、A評価となっております。これは、家畜伝染病の発生予防については、予防対策が適正に実施されており高く評価できる、貝毒・ノロウイルス対策については、監視強化による未然防止体制が良くなったことが評価できる、一方で、原因究明と対策について積極的に検討していただきたい、といった内容でございました。

続いて、「ハ 事業者に対する支援」につきましては、A評価となっております。「HACCPに沿った衛生管理の制度化」に対応する研修会への参加施設が目標を超えたこと、「新型コロナ対策実施中ポスター」の発行等の取組、地産地消推進店登録店舗数が着実に増加していることなどについて、評価できるといった意見でございました。

続いて、「ニ 震災等からの復興に向けた支援」につきましては、A評価となっております。営農対策支援等が適切に実施されていること、原木しいたけについて県外産原木の導入により安全安心が確保されつつある点が評価できる、その一方で、県内産原木の使用再開に向けた取り組みを進めていただきたいという意見がございました。

続いて、「(2) 監視指導及び検査の徹底」の「イ 生産段階における安全性の確保」につきましては、B評価となっております。立ち入り検査や巡回指導が適切に行われていることは評価できる、その一方で、動物用医薬品販売業の違反件数が増加していることから、監視・取り締まりだけでなく適正使用の徹底をお願いしたいといった意見でございます。また、高病原性鳥インフルエンザについては、早期発見の体制が維持されており、高く評価できるといったご意見でございました。

64ページをお開き願います。

「ロ 流通・販売段階における安全性の確保」の評価につきましては、A評価となっております。

ます。コロナ禍においても食品営業施設への監視指導が十分効果を上げている点、食品検査により安全性を確保している点など、食の安全安心への貢献は非常に高いといった声をいただいております。また、米穀事業者の監視指導については、記録不備等が多いことから、さらなる指導強化、制度遵守の啓発を望む等の意見をいただいております。

続きまして、「ハ 食品表示の適正化の推進」につきましても、B評価となっております。食品表示ウォッチャーのモニタリング調査が機能していること、食品表示適正店舗数の割合が向上したことは評価できる、また、食品表示ウォッチャーの増員や、食品表示に関する研修会のオンライン展開等も検討してほしいといった声もございます。

続きまして、「ニ 食品の放射性物質検査の継続」につきましても、A評価となっております。県内の農林水産物、流通食品等について、放射性物質検査計画に基づく計画的な検査が実施・公表され、検査率がほぼ100%に達していることは評価できる、また、きのこ・山菜類や野生鳥獣類での基準超過が、現在も確認されていることから検査の徹底と検査結果の情報公開を継続に実施し不安解消に取り組むことを期待するといった声も寄せられております。

続いて、「2 食の安全安心に係る信頼関係の確立」の「(1) 情報共有及び相互理解の促進」です。

「イ 情報の収集、分析及び公開」につきましても、B評価となっております。食材王国みやぎウェブサイトのコンテンツは充実しているが、アクセス数が伸び悩んでいる、若者の実態に合ったSNSの選択により効果的な情報発信に努めていただきたい、食品衛生監視指導計画に基づく監視指導結果についても、Webサイトで公開されていて評価できる、といった内容となっております。

続きまして、「ロ 生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進」につきましても、B評価となっております。消費者モニターの「県からの情報提供が十分・概ね十分と感じる」割合が、目標値に達していなかったものの増加している、さらなる改善に取り組んでいただきたい。みやぎ食育コーディネーターが実施する研修会等への参加人数は目標を上回っており、食の安全安心への関心の高さがうかがえる。学校給食の地場野菜等の利用割合は頭打ちの状況にあるが、「すくすくみやぎっ子通信」などを通じ身近な野菜を知ること、食育の推進に役立つと考える。また、「高校生地産地消お弁当コンテスト」、「伝え人」、「みやぎ水産の日」の取組については、かなり浸透しよいPRとなっている、さらなる発展を期待したいという声がございます。

65ページをご覧ください。

「ハ 放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進」につきましても、A評価となっております。放射性物質に関する情報については、「みやぎ原子力情報ステーション」やセミナーで適切に行われていることに加え、少人数による「車座研修会」や「食の安全安心セミナー」によりリスクコミュニケーションが定着してきている、オンラインによるセミナー開催の検討もお願いしたいという声もございました。

続いて、「(2) 県民参加」の「イ 県民総参加運動の展開」につきましても、B評価となっております。消費者モニターの活動、食の安全安心取組宣言者数、各講習会の参加人数とも、実績は伸びていないもののコロナ禍では評価できるレベルにある。消費者モニターは、30歳以下の登録が増えてきているが、さらなる登録に期待したいという声もございました。また、各種講習会、みやぎ出前講座、地方懇談会等につきましても、オンラインによる開催等の検討をお願いしたいといった内容でございます。

続きまして、「ロ 県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映」につきま

ては、A評価となっております。消費者モニターの年齢層の偏りは徐々に改善しつつあり、県民の意見把握は概ねできていると感じる。地方懇談会の開催は目標値に届かなかったもののコロナ禍の対応としては評価できる。「食の110番」の相談・通報件数が増加しており、リスク管理の取組として機能しており継続していただきたいという声でございます。

続きまして、「3 食の安全安心を支える体制の整備」につきましては、いずれもA評価となっております。

66ページをご覧ください。食の安全安心に対する危機管理施策、調査や研究、関係団体との連携などにより、宮城の食の安全安心の確保に繋がっていると考えられる。国、市町村、関係機関と密に連携・協働するとともに、県民への情報公開、リスクコミュニケーションにも注力し、さらなる食の安全安心の確保に邁進していただきたいという声が寄せられてございます。

以上が、「推進会議の評価」の案、それから皆様からいただいた声でございます。

続きまして、資料1-3をご覧ください。今申し上げました結果の一覧表でございます。

まとめますと、A「達成している」が12項目、B「概ね達成している」が6項目、Cが0項目という結果でございました。

今回は第3期になりましてから、最後の5回目ということでございます。昨年度と比較いたしまして、昨年度は、Aが16項目、Bが2項目となっており、ややBが多くなっております。

個別に見てまいりますと、一番上の1の(1)のイ、これが昨年度はAだったものが、今回はBでございます。二つ下、3番目の列の1の(1)のハにつきましては、逆に昨年度Bだったものが今年度Aになってございます。それから5番目です。(2)のイにつきましても昨年度Aだったものが、B評価になってございます。それから、1の(2)のハについても昨年度A評価から今年度B評価になって、それからその三つ下ですか2-(1)ーロ、これも昨年度A評価から今年度B評価ということでございます。その二つ下、2の(2)のイにつきましても昨年度A評価だったものがB評価となっております。昨年よりB評価が多くなっている内容でございます。

この表の下の方右の方に達成度(人)と書いてございます。ここは、皆様お1人お1人からいただいた結果を反映しております。例えば、1の(1)のイにつきましては、A評価の委員の方が6名で、B評価の方が9名でございましたと見ていただき、皆様の声がここに集計されている内容でございます。

次に資料の1-4をご覧くださいと思います。こちらの資料は、委員の皆様から頂戴いたしましたご意見に対する県の考え方をまとめさせていただいたものでございます。

時間の関係もありますので、かいつまんでご説明したいと思います。

最初は施策1の「環境保全型農業」につきまして多くの御意見をいただいております。上から4段目のところでございますけれども、環境保全型農業の取組面積が基準年より減少しているのはどうしてかという御意見でございました。これにつきましては、環境保全型農業の9割を占める水稲において、大規模化に伴う省力化や業務用米、飼料用米の増加などにより、米づくりが多様化する中で、農業者の経営判断などにより、労力を要する環境保全型農業の取組面積が減少したものと考えております。

なお、今年度からの第4期計画におきましては、指標を環境保全型農業直接支払交付金の取組面積に変更しているところでございます。

次に4ページをお開き願いたいと思います。施策7の「貝毒・ノロウイルス対策」につ

いてご意見をいただいております。特に貝毒につきましては、国や岩手県の研究機関とともに調査研究に取り組んでいるところでございます。情報共有しながら、原因プランクトンの発生要因や、毒化の予測に基づく効果的な貝毒対策等について検討してまいります。

6 ページをお開きください。施策8の「HACCP」につきましても、多くの意見をいただいております。上から1段目から3段目ですけれども、HACCPの取組の支援の実施、それから支援制度の普及についてのご意見でございます。県といたしましては、「みやぎチャレンジHACCP」により、個別施設ごとのHACCP導入や、適切な運用について、皆様に助言をしてまいりたいと思っております。また、研修会や監視指導の際など、あらゆる機会を通じまして、みやぎチャレンジHACCPの利用を促してまいりたいと思っております。

同じく4段目には、HACCPの実施を誰がどのようにチェックするかということでございますけれども、これにつきましては、県の保健所の食品衛生監視員が施設の監視をする際にその状況を確認し、必要な改善指導を行っているところでございます。

次に7ページでございます。下から二つ目でございます。しいたけ用の原木は、県内でも地域によっては使用できる原木があるのではないかと、また、非破壊検査が実施されれば県外産原木を使う必要がないのではないかとというご意見でございます。これにつきましては、現状では、同一林内でも濃度のばらつきが大きいと、地域指定による原木活用は困難であると判断しているところでございます。また、非破壊検査につきましては、実用化に向けた安全性評価手法の確立を目指している段階といったところでございます。

次は8ページでございます。この一番上から3番目までのところですが、動物用医薬品販売の違反が増加していることについてご意見をいただいております。こちらの件数は多くなっているのですが、違反の内容は非常に軽微なもの、例えば区分配列の不備、許可書の不掲示といったもので、ほとんど立入検査の場で指導をして改善が図られております。今後も継続して指導していきたいところでございます。

12ページをご覧ください。2段目でございます。放射性物質検査につきまして野生鳥獣やきのこ・山菜は十分に検査を行い、その一方で、基準超過が何年もない食品は検査をしなくてもいいのではないかとというご意見でございます。県といたしましては、野生鳥獣では出荷制限が一部解除されているのはシカのみで、出荷用のシカ肉は全頭検査を実施しており、他の野生鳥獣の肉についてはモニタリング検査を実施しているところでございます。

きのこ・山菜についても出荷前検査を徹底し、基準値超過するきのこ・山菜類が流通することがないように対応しているところでございます。また、基準超過のない品目については、検査結果を踏まえて、検査体制の効率化、数を減らすことも含めて、効率化を図ってまいりたいと思っております。

14ページをお開きください。上から3段目から6段目ぐらいです、消費者モニターの「県からの情報提供が十分・概ね十分と感じる」割合が増加しているが、目標に達していないことについて、ご意見をいただいております。これにつきましてずっと指摘されているところでございますが、アンケートの内容を参考に、分かりやすい情報をタイムリーに発信できるように努めていきたいところでございます。

15ページをお願いいたします。一番上から3段目まででございます。昨年度学校給食に食材を提供した取組について、今後も実施するとともに、学校給食での県産食材の活用を促進してほしいといった内容でございます。昨年度を実施いたしました、学校給食への食材提供につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対策の予算を活用した取組であ

り、今後の国の動きも踏まえ、状況に応じて検討してまいります。また、学校給食関係者への積極的な情報発信に努め、学校給食での地場産農林水産畜産物の利用拡大に取り組んでいきたいと考えてございます。

次に16ページをお開きください。上から4段目5段目でございます。ALPS処理水の海洋放出へのご意見でございます。県といたしましては、県内水産業関係団体の皆様のご意見をしっかりと政府に届けることが重要であると考え、水産業関係者などを構成員とする連携会議を設置するとともに、水産部会を設け、風評に関する情報共有や意見整理を行っているほか、県庁内に水産支援チームを設置し、具体的なデータの収集分析や、国に求める支援策の整備などに取り組んでいるところでございます。

19ページをご覧ください。施策の評価についてご意見をいただいております。まず、本会議でいただきましたご意見や評価を参考に、随時事業を見直し展開してまいりたいと考えてございます。また、本会議とは別に外部による行政評価も実施されており、事業の必要性や有効性、効率性について分析し、事業のさらなる質の向上を図ってまいりたいと考えてございます。

以上皆様からいただいた意見のほんの一部でございますけれども、ここでご紹介させていただきながら、県の考え方を説明させていただいたところでございます。

以上で、「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第3期）」に基づく施策の実施状況（案）に関する説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

【 西川会長 】

どうもありがとうございました。

事務局からご説明いただきましたが、評価については皆さんからいただいた意見をもとに、私の方で集約した形になってございます。

十分にご説明いただいたのですが、少し補足しますと、最初の大分類で、「安全で安心できる食品の供給の確保」というところ、これは安全に関わる部分でありますけれども、先ほど説明のあった環境保全型農業については、県事務局からの回答のとおりだと思っておりますが、毎年この問題については、なかなか進んでないという意見が、委員の皆様から多く出ますので、引き続き適正な評価ができるかどうか含めて議論していきたいと思っております。

それからあとGAP等についてはかなり普及もしていますので、高く評価したいと思っております。

HACCPのところについても、コロナ禍でもかなり研修会等をやっただいて、オンラインの受講も増えているので、非常に頑張っただいていては私を感じておりました。

それから、コロナ禍での監視指導についても安全の確保のところですけども、コロナ禍の中でも、食品営業施設への指導も難しい中でやっただいては非常に頼もしい限りだと思っております。本当にご苦労されたのではないかと感じております。

それから食品表示ウォッチャー、食の110番についていろいろなご意見をいただいております。表示の適正店舗数もかなり増えてございますので、引き続きお願いしたいということと、ウォッチャーの数と資質のこともございますので、研修会等も引き続きお願いしたいと個人的に考えていたところでです。

それから次の安心にかかる部分で、大分類の「食の安全安心にかかる信頼関係の確立」というところですけど、県の方でも、ウェブサイト等でかなりコンテンツを充実している

と思うのですが、やはりアクセスは伸び悩んでいるので、もう少し見やすい、検索しやすい仕組みづくりに取り組んでほしいと思うとともに、若い人がなかなかホームページ等を見ない、要は、若い人が見るような、Y o u T u b e かどうかわかりませんが、そういう違った選択肢もあるということをおもって思っていましたので、検討いただけないかと思っております。

あとは消費者モニターも目標には達しなかったのですが、増えているのでよろしいのかと、あと30歳以下の新規登録者も増えているということで、まだ年齢構成バランスはあまり良くないかもしれませんが、引き続き若い方々、主婦を中心に組み込んでいただけないかと思っております。

あとは懇談会等も、コロナ禍で難しい状況だと思うのですが、アフターコロナを見据えて、オンラインをうまく活用していくことはこれからも続いていくだろうと思っておりますので、やり方等を含めて充実させた手法も引き続きご検討いただきたいと思いますと思っております。

それから大分類3の「食の安全安心を支える体制の整備」、協働ということになりますけど、これについては皆さん、概ね評価が高かったわけですが、要望ということで行政サイドとして国、市町村、関係機関との連携協働ということが大事になってきますので、引き続きお願いしたいとともに、県民の方々への情報公開、リスコミも含めて、食の安全安心を確保していただきたいと思いますの思いが強いので、前にさらに進んでいただきたいと思いますと思っております。

補足というか、私の感想も含めてちょっと説明をさせていただきました。それでは、1-1から1-4の資料をご説明いただいたわけですが、皆さん方から確認したいこと、あるいはご意見、ご質問等も含めて結構ですが、ご発言をいただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

挙手で結構ですのでぜひお願いしたいと思います。ご忌憚のない意見で結構ですので、いかがでしょうか。

はい。加藤委員から、いつもスタートですがお願いします。

【 加藤委員 】

宮城県生協連の加藤でございます。いつもお世話になっております。

この評価、Bが多くなったのに、びっくりしたのですが、個人的にはBはあまりつけなかったのですが、西川会長や県の担当部局でどうご判断されているかわかりませんが、私はコロナ禍の中での県の様々な対応がちょっと遅かったという感じを受けました。他人事ではなく宮城県生協連も、ようやくWEB配信や、会議と学習会もオンライン機材をそろえて、すべてオンライン併用でやるようになっているので、とにかく参加する人は仙台市に来たくないと言われるんです。公共交通機関に乗りたくないというのもありますし、コロナということで、いろんな事業者・生産者・消費者に対しても、なるべく集まらない形式を、これからワクチン接種が進んでも、オンライン併用、WEB配信動画を使うということ常を併用していかないとなかなか普及が進まないかと思いました。

あと消費者モニターについても、常々私はいろんな都道府県を見て感じるの、ほとんどネットからの申し込みで、ネットからスマホで簡単にポチポチやってやると回答できるような形が、ほとんどの都道府県で取っている傾向にあると感じています。

やっぱり若い人を取り込むという点でも、スマホを活用したアンケート方法、スマホから県のホームページや、F a c e b o o k、インスタ等にも、スマホから誘導できるとい

うことで、これから紙媒体は、減らしていった方がいいかと、生協内部でも紙を減らし、ほとんどタブレットで会議をやるといった動きになっているので社会情勢に合わせて、また、高齢者だからできないという考えはやめたほうがいい、多くの方は使いこなしている、徐々にネットを使った方法に変えていったほうがいいとBが多かったのを見て感じました。

あと県の考え方に関して質問なのですが、学校給食の関係で地場野菜等の地場のものを活用していく方向で目標値を高く掲げていることは非常に重要なのですが、みやぎ生協の中でも大変問題になっているのが、環境保全型農業を維持していく生産者がどんどん減っていることです。それでいて農水省のみどりの食料システム戦略みたいなことで大規模農業者じゃないと、生き残っていけないような国の政策等が見受けられるので、環境保全米等も学校給食で取り入れる動きがあるので、うれしいことですが逆に環境保全米の作り手が本当に維持できるのか、目標数値だけを高く上げることがいいのでしょうか。というのも、みやぎ生協の中でも産直の「めぐみ野」という商品がありますが、この「めぐみ野」を生産する生産者が減っているのが現状で、生産者が生活していくためには、やめたほうがいいといった感じになっている、また、後継者がいない問題もあるので、このようなことも踏まえながら目標値を考えていただきたいと感じました。

あと漁協の方からも、意見として出ていましたALPS処理水の海洋放出の関係ですが、宮城県生協連では、ALPS処理水の海洋放出に反対するという署名運動に取り組んでいるところで、宮城県漁協と一緒に、コープふくしま、福島県生協連、宮城県生協連、宮城県漁協の4団体で、呼びかけ団体となって、主にオンライン署名を呼びかけております。ようやく10年を迎えて、10年前思い返すと、放射性物質で相当痛手をこうむりました。みやぎ生協も、県内・福島県産は一切売れなくなったり、関東方面からは買ってもらえなかったりとか、あとホヤについては、いまだに韓国は駄目ですよね。そういった水産物については、特に消費者が魚離れしている中で、こういう問題が起きて、みやぎ生協も産直商品をいっぱい抱えています。そういった中で、ホヤも一生懸命頑張って普及啓発して、メンバーの方に買っていただくように呼びかけてはいますが、果たして民間の事業者だけで、このALPS処理水が放出された後30年40年も、民間だけの力で、風評払拭できるのかっていうのを懸念しているところでございます。宮城県生協連は購買生協を抱えていますので、反対の運動に取り組んでおります。そこで県庁内で作ったこの会議なのですが、ホームページで拝見したときは、流通販売業者や消費者団体が入ってなかったようでしたので、消費者への理解をどう進めるのか、流通販売の立場でどういう考えがあるのかということも、水産支援チームが立ち上がったのでヒアリング等を行うかと思いますが、そういった点で漁業に関係する方達だけの集まりじゃなく、もっと広く消費者に近い人達の見解も吸い上げていただくような形をとっていただけないものかと感じました。

あんまり評価と直接結びつかないのですが、意見です。よろしく申し上げます。

【 西川会長 】

はいありがとうございます。

何点か今お話が出てきていかがでしょうか担当部局の方でご返答といたしますかお願いしてもよろしいですか。

【 環境生活部 小野寺副部長(技術担当)兼食と暮らしの安全推進課長 】

はい。ご意見ありがとうございます。

まず評価全般へのBが多かったのではないかということについてご回答したいと思います。

先ほど加藤委員がご指摘の通り、コロナ禍が影響しているというのは間違いなく、各事業の目標値がありまして、当課の担当でいえば、研修会については、コロナの関係でできませんでしたが、延期しましたということがあり、今まで年4回開催していたが、コロナの関係で2回しかできなくて半分しかできませんでしたが、目標を達成できなかったのだから、AじゃなくてBというのが一番大きな要因かと思っております。

我々も対面であったものをウェブに切り替える、あるいは人数を制限して行うということをやったので、これからも同様な方向なのかと思っております。特に遠方からいらっしゃる方は、移動だけでも時間かかりますので、時間を制約しないという意味におきましてもウェブは非常に大きな武器になると思っております。

それと関連して先ほどスマホでという話ですが、確かにそれは感じておるところでございます。我々もモニターのアンケートについては紙媒体だけじゃなくいろいろな通信手段を使ってスマホでも回答できるようにしたところだったのですが、普及していないので引き続きやっていきたいと思っております。

確かにうちの両親も80歳になるのですが、今年からスマホに変えたところでした。確かに普及していると思っております。そうしたこともございますので、あらゆる機会を通じまして、紙だけじゃなくSNSなどを用いて情報収集・発信をしていきたいと思っております。私からは以上です。

【 西川会長 】

それでは御質問のありました環境保全型農業についてお願いします。

【 農政部みやぎ米推進課 荒井部技術副参事兼総括課長補佐 】

みやぎ米推進課の荒井と申します。第4期計画において、環境保全型農業の取組目標値については、「環境保全型農業直接支払交付金の活用面積」に設定させていただいたところ です。

環境保全型農業の課題としましては、労力、経費が慣行栽培よりもかかることで、結果として、面積が減少している現状ではございますけれども、経費がかかるということに對しまして、国の方で、環境保全型農業が抱える掛かり増し経費を補助する環境保全型農業直接支払交付金という制度を設けておりまして、県といたしましてもその制度を活用して、農業者の皆様にご活用いただき、環境保全型農業の取り組みを支援していきたいと考えています。以上でございます。

【 西川会長 】

今のお話はよくわかるのですが、例えば後継者の問題があったと思うんですが、次の世代を育てていくということについて、人材育成みたいなことの取り組みはあるのでしょうか。そのあたりどうでしょうか。

【 農政部みやぎ米推進課 荒井部技術副参事兼総括課長補佐 】

今年の6月に環境保全型農業のうち、有機農業を支援するため、県で相談窓口を新たに創設しております。今後の予定としましては、そういった有機農業等の知見というか知識を持っている方が少ないので、現在県内で有機農業を行っている、熟練農業者の方に指導

的な役割を果たしていただく制度の創設に向けて検討しているところでございます。

また、県内に農業改良普及センターが9ヶ所ございまして、農業普及指導員の方に、有機農業の技術を身につけていただくための研修会を行い、特に新規就農者、それから農業を行っている方であっても、これまで有機農業等に取り組んでなかった方に対し、技術的な支援ができるように、体制を整えているところでございます。

【 西川会長 】

浅野委員どうぞ。

【 浅野委員 】

有機農業が就農に繋がるということですか。

【 農政部みやぎ米推進課 荒井部技術副参事兼総括課長補佐 】

新たに就農する方の中には、有機農業を希望される方も少なくないからです。

【 西川会長 】

はい。なかなか難しい部分もあると思うのですがよろしいですか。
氏家委員どうぞ。

【 氏家委員 】

今のお話を聞いていて、農業に従事されている方の高齢化が進んでいたり、若い方だと兼業で時間がないとか、現状が見えてくる感じがしたのですが、このままでは宮城の農業や環境に長期的に見ると影響が大きいと思います。

環境保全型農業を保護したり、それから差別化してきちんと評価すること、みんなが取組をちゃんと知るといこともすごく大事なのかと思います。

今回学校給食に環境保全型の米を使うことができたのは、すごく大きな取組だと思うのです。これは他の県にない宮城学校給食支援方式というものがあったからこそ、環境保全型の米を使うことができていたのですが、ほとんどの人が全然わからない。知らないことで、みんなから評価されていないことは大きいと思うので、みんなでそういった取組を応援していくことは、SDGsの考え方にも大きく繋がっていきます。

あと学校給食で地場産品を使いましょうと言って、頭打ち状態にあるのですけれども、そこに指導をプラスしていくことで、主食としての米を通して、宮城の子供たちに環境保全型農業の大切さや、みんなの力で学校給食を自分たちが食べられているという意識づけができて、経営している農家の方にも大きな力になるのかと思いましたので、いろんな問題が絡んで難しいと思うのですが、長期的ですけれども大事なところだと思いますので、宮城の環境ということも考えながらよろしくお願ひしたいと思いました。

【 西川会長 】

はい。どうぞ。

【 農政部みやぎ米推進課 荒井部技術副参事兼総括課長補佐 】

生産振興をしているわけですが、消費者の方の理解が必要だと考えております。子ども達も含めて、環境保全型農業の取組をPRし、支持・共感いただけるように取り組

んでまいりたいと考えております。

【 西川会長 】

氏家先生がおっしゃったとおりだと思いますので、進めていただければと思います。こういった議論は、行政評価、政策評価の方でも出ていた意見だと思うので、この食の安全安心だけでなく別の面からもアドバイスがあったと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

それから続いて加藤委員がもう1件あった処理水のことでですね。

【 水産林政部 石田副部長（技術担当） 】

A L P S 処理水の問題につきましては、水産だけにかかわらず非常に広く、また深刻な問題だと認識しています。

今年の4月に、唐突に海洋放出という基本方針が閣議決定され、生産者、また国民の方々、それから我々県の方に対しても全然というか十分な説明がないままの方針決定ということで、我々としても当然納得できるものではないということで、まずは水産、その他にも観光や農業や、影響を受ける方々の意見や要望をきちんと取りまとめて、国、東電に申し入れていかなければならないと、連携会議を立ち上げたものでございます。

特に水産分野については風評の問題がございまして。影響が大きいということで水産部会を連携会議の下に設けました。

この水産部会の構成メンバーにつきましては、県漁協をはじめ、各漁業団体の代表の方々、それから、産地の魚市場、県内で気仙沼・石巻・女川・塩釜といった大きな市場がございましてその一部の代表の方々、それから、水産加工では県内の主だった水産加工の団体の方々、それから、消費地市場です。実際に消費者の方はまだ構成の中には入っていないのですが、仙台の卸売市場の代表といった方々にも広く参加いただいて、生産から消費に至るまでにどのような問題が出てくるのか、どのような影響が出てくるのか、どういったことを国に申し入れていかなければならないのか忌憚なく意見をいただくということで、水産部会を設けさせていただいております。

6月7日に、2回目の連携会議が開催されまして、この中で水産関係では、まず海洋放出ありきではなく、その他の方法について、トリチウム除去技術についても、今かなり進んでいる技術もあると聞いていますから、その実用化に向けて、まずは取り組んでいただく。それに合わせて、我々として、一番心配しているのが風評問題ですので、国内、それから国外に向けても、きちんと理解していただけるように、国の方で働きかけを行っていただきたい。それから、風評が起こらないようにするためにはどうしたらいいのか、どのようにモニタリングしていくのか、チェックしていくのか、その方法も対応をお願いしたいし、またその風評に打ち勝つために、生産・加工・消費の段階で、どのような振興策を講じていただけるのか、これは民間だけで耐えきれることではございませんので、国、東電にきちんと、責任を果たしていただかなければならないということで、各団体の皆様の意見・要望を取りまとめまして、6月7日の会議の席では、国、それから東電の代表者の方に強く申し入れをして、何よりも今、こういうことをやりますよとされているのですが、それをどのように具体的にやっていくのか、きちんと示してほしいというのが、これまでの進捗状況です。

国の方では年内中に、処理水の放出に関する実行計画を作成すると聞いておりますが、また、近々にその中間の取りまとめも出てくるやに聞いています。

その内容を見まして、もう少し具体的な内容で出てくるかと思うのですが、それを確認させていただき、関係者の皆さんと協議をして、その内容について、国・東電へ要望を重ねていくように、進めているところでございます。私からは以上です。

【 西川会長 】

はい、ありがとうございます。
加藤委員どうでしょうか。どうぞ。

【 加藤委員 】

ご説明ありがとうございます。

国に対する要望申し入れは非常に大事だと思うのですが、10年前の原発事故が起きてから何年間も、今も放射性物質検査延々やっています。持ち込み検査もなくなりません。10年経ってもこれです。

生協は、地産地消をうたって、「めぐみ野」商品をブランド化して、メンバーに安全安心をうたって供給販売を行っています。ただでさえ、「めぐみ野」商品を取り扱う生産者が減っている。その中で、海洋放出問題があると、事業者だけでは支えきれない。国や東電に申し入れしていただくのは非常に大事なことなのですが、この風評被害、10年前もありましたが風評被害でないんです。実際、消費者は買いません。海洋放出という言葉が出ただけで、聞いたことがないトリチウムのほかにも何が入っているかわからない汚染水タンクがたくさんあって、それをどうするのかも全くわからない中で、海洋放出すれば大丈夫・安心だって言われても、多くの消費者は不安ですよ。

海ですし、いろんな養殖やホヤもですけど、カキや、海苔にも風評被害が絶対起きるので、申し入れ、要望だけじゃなく、放出が決定し実施されとなった時に、宮城県としてどういうことを生産者にしていただけるのか、どういうことを地場のものを販売している事業者にすると想定・考えているのか。消費者は10年前から消費者庁と一緒に学ばせ、ようやく放射性物質への理解が進んだところですよ。そういった教訓もありますので、県としてどういうことを考えていくのか踏まえる意味では、会議のメンバーは、幅広い分野の方を入れていただいた方がいいと思うので、要望、申し入れについての内容は関係者の方でいいと思うのですが、今後、いざ放出されたとき、どういう取組が必要なのかというときのために、県としてどうしたらいいかも含め考えていただきたいのが希望です。よろしくお願いします。

【 西川会長 】

いかがでしょうか。はい。

【 水産林政部 石田副部長（技術担当） 】

貴重なご意見ありがとうございます。海洋放出されて、風評被害にあって、消費者の方々は絶対買わないぞ、といった心配は、まさしくそのとおりだと思いますし、生産している漁業者の方々も同じ思いでいらっしゃいます。

これが短期間で終わるのではなくて、10年、20年、30年と続くのであれば、今我々がやっている、自分たちがなりわいとしている漁業を次の後継者につなぐこともできないじゃないかということは、生産者の方からも強く言われます。

そのことについて、何ができるかということなのですが、海洋放出するということ

になるのであれば、具体的に何をどうしてくれるのかを、国・東電にきちんと示していただければ、我々としては納得できないので、その部分について、漁業者の立場に立って、また水産関係者の立場に立って、対応していきたいと考えております。

【 西川会長 】

委員構成について、これから消費者の方も参加するのは難しいのかもしれないのですが、そういった場面が出てきたときに、お話の場、あるいは協議する場が出てくると思いますので、それじゃ遅いかもしれないですけども、まずは動きを見て対応していかないといけないということでご理解いただけないかと思えます。県民の方々が不安を持っていることは、行政サイドも承知していることだと思えます。行政サイドとしては、早い動きと情報の開示を徹底していただいて、まず情報共有化しないと県民の方々は情報がない中でいろんなことを考えていくので、ぜひお願いしたいと思えます。

【 西川会長 】

それでは、その他に委員の皆様からご意見をいただきたいのですがいかがでしょうか。今の議論でかなり委員の皆さんのお考えも集約された感じもいたします。

では、今回の評価について、Aの評価が12、Bが6ということで、昨年よりBが増えておりますが、ABC評価について、よろしいか諮りたいと思うのですが、ご意見いかがでしょうか。

コロナ禍でBが増えたことについては、大変残念ですけども、現状としてはこれが正当な評価と思っておりますので、こういう形で進めてもよろしいでしょうか。

はい。どうもありがとうございます。

皆さんからいただいた意見に対する行政からの答え、それから、私がとりまとめた内容を含めて、回答でいただいている内容についても、お認めしてよろしいでしょうか。

はい。どうもありがとうございます。

それでは、(1)の議題につきましては、お認めいただくということで進めたいと思えます。どうもありがとうございました。

報告イ 令和3年度「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」事業の進捗状況について

報告ロ 令和3年度みやぎ食の安全安心消費者モニターアンケートについて

【 西川会長 】

それでは続きまして報告に入りたいと思えます。

(2)の報告となりますが、まずイ 令和3年度「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」事業の進捗状況について、それから、ロ 令和3年度みやぎ食の安全安心消費者モニターアンケートについて、二つ合わせて事務局から説明をお願いいたします。

【 食と暮らしの安全推進課 千田技術副参事兼総括課長補佐 】

それでは報告事項のイ「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」事業の進捗状況をご説明させていただきます。

資料2をご覧ください。今年度の各種事業の実施でございますが、ご承知のとおり今年度早々に、まん延防止等重点措置地域に指定されたこともございまして、実施を延期した事業もございます。

まず、「食品表示ウォッチャー」につきましては、5月に予定しておりました説明会を実

施できなかったことから、活動の実施が遅れております。8月20日に説明会を開催しまして、委嘱状を交付させていただき、昨年度同様に9月から活動していただく予定としてございます。

次に「モニターだより」につきましては、8月以降に3回の発行を予定しております。

次に、「食の安全安心基礎講座」につきましては、モニターだより発行の際に食の安全安心に関する基礎知識を掲載する予定でございます。

次に、「モニター研修会」につきましては、内容及び場所は未定でございますが、1回の開催を予定しております。

次に、「生産者との交流会」と「食品工場見学会」につきましては、昨年度は実施できませんでしたが、今年度は新型コロナウイルスの感染状況を見ながら、秋頃に3回、それぞれ参加者30人程度で実施する予定としてございます。

裏面をご覧ください。

「モニター制度の広報」につきましては各種広報媒体やコンビニエンスストアへのチラシ配架等で広報を行ってまいります。「モニター登録」の状況としましては、今年度に入りまして22人の新規登録、10人の取り消しがございまして、登録者数は1,076人となっております。

「アンケート調査」につきましては、先日モニター宛て依頼したところでございます。報告の口で改めて説明をさせていただきます。

次に「講習会」につきましては、「食の安全安心セミナー」を2回開催する予定としてございます。テーマ及び時期等につきましては今後決定してまいります。

次に「地方懇談会」につきましては、各地方振興事務所において開催を計画しているところでございます。

次に、「取組宣言事業の広報」につきましては、各種広報媒体やコンビニエンスストアへのチラシ配架等で広報を行ってまいります。「取組宣言者の登録」の状況につきましては、今年度に入りまして、廃業した事業者や、過年度に閉店した店舗がまとめて報告されたケース、郵便物が宛先不明で連絡が取れない事業者などが、合計で195件ございまして、7月1日現在で登録事業者は2,577社となっております。

また本事業につきましては、実施要綱の改正を予定しておりますので、報告ハで改めて説明をさせていただきます。

続きまして、資料3をご覧ください。今年度消費者モニターの皆様にお送りしましたアンケートの調査票を添付してございます。

6月に書面で皆さんから頂戴いたしましたご意見を基に修正させていただき、アンケート調査を行っております。

資料の9ページをご覧ください。こちらに委員の皆様からいただきましたご意見と県の考え方、修正内容等について記載してございます。

いただいたご意見につきまして、主なものを紹介させていただきますと、一番上の段でございますが、回答者の性別等の属性について、記載の必要はないのではないかとという御意見をいただいております。性別、同居の未成年者の有無については削除をさせていただいております。宮城県での居住年数につきましては、今年度新規で追加しました問11から13までの宮城県産品の購入状況の設問を分析する際に使用する予定でございますので、残させております。

次のご意見でございますが、放射性物質に関する設問を減らしたことにしまして、A

LPS処理水の海洋放出に係る風評について設問を加えては、とのご意見でございました。こちらにつきましては、問14から、問18の設問で引き続き、放射性物質に関する質問をしてございますので、こちらで風評の状況についても把握できると考えてございます。また、問19の「不安や風評被害の解消に向けて行政の取り組みとして必要と思うもの」の設問につきましては、以前から入れさせていただいておりまして、今回削除する予定としておりましたが、復活をさせております。

他のご意見及び県の考え方につきましては、後程資料をご覧ください。

1ページ目にお戻りください。昨年度から引き続き、QRコードを印刷しまして、インターネットを通じて回答できるようにしてございます。また、今回は回答いただいたモニターの方に抽選で80名の方に、むすび丸エコバックのプレゼントを準備し、回答率の向上を目指してございます。アンケートは先週の金曜日、7月16日に発送しまして、8月20日を締め切りとしております。集計結果につきましては次回の推進会議で報告させていただく予定となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

【 西川会長 】

はいありがとうございました。報告のイ、ロについて、ご説明いただきましたが、委員の皆さん、何かご質問等ございますでしょうか。

加藤委員どうぞ。

【 加藤委員 】

はい。すみません先ほどコロナの影響で評価Bが増えたということもあるのですが、県民総参加運動の消費者モニターに対する研修会、生産者との交流会等については、Web配信とか考えてないのでしょうか。オンラインで地方振興事務所をサテライト会場にして、仙台に来なくても、オンラインを通じて聞けるということを併用するお考えはないのでしょうか。

【 食と暮らしの安全推進課 千田技術副参事兼総括課長補佐 】

具体的な予定が今のところ立っていないところがございますけれども、やはりコロナもまだ落ち着かない状況もございますので、ご提案いただきましたウェブでの配信につきましては、県庁の方もハード的な機器の整備がだんだんできてきている状況でございますので、こういったことも含めて検討をさせていただきたいと考えております。

【 西川会長 】

よろしいでしょうか。その他、委員の皆様いかがでしょう。

それでは報告のイ・ロについてですが、このような形で進めているということでご理解いただければと思います。どうもありがとうございます。

では続きまして、ハになりますのみやぎ食の安全安心取組宣言事業実施要綱の改正について事務局からお願いいたします。

報告ハ みやぎ食の安全安心取組宣言事業実施要綱の改正について

【 食と暮らしの安全推進課 千田技術副参事兼総括課長補佐 】

それでは、報告事項のハ みやぎ食の安全安心取組宣言事業実施要綱の改正についてご

説明させていただきます。

資料4をご覧ください。初めに取組宣言制度についてご説明をさせていただきます。資料の一番上の欄をご覧ください。みやぎ食の安全安心推進条例により、県及び生産者・事業者の責務、それから消費者の役割が定められておりますが、生産者・事業者につきましては、関係法令の遵守、安全で安心できる食品が消費者に提供されるよう必要な措置を適切に講ずるといった責務のほかに、こちらに記載されております「県民の安全で安心できる食品の選択に資するため、自らが提供する食品の安全性及び信頼性に関する基準の設定及び公開並びにその遵守に努めなければならない」と規定されているところでございます。

また、県は、生産者・事業者が行う基準の設定及び公開を促進するため、必要な措置を講ずることとされていることから、基準の設定及び公開を促進するため、「みやぎ食の安全安心取組宣言事業」を実施しております。

この事業の実施要綱では、生産者・事業者は要綱の別表1に定める県のガイドラインに従いまして、食の安全安心に係る基準、これを自主基準と言ってございますけれども、この基準を設定しまして、設定した基準を公開するよう努めることとされており、自主基準を設定し、設定した自主基準を公開する生産者・事業者は取組宣言者として知事の登録を受けることができるとされてございます。

青地の箱のところ自主基準とございますけれども、この自主基準については、県民の安全で安心できる食品の選択に資するため、県が定める食品の安全を確保する上で実施すべき標準的取組を踏まえて、生産者・事業者が設定する基準を自主基準としてございます。

また自主基準を定め公開しており、知事の登録を受けた事業者・生産者を「取組宣言者」としております。

続きまして、取組宣言事業の実施要綱の改正の経緯及び概要についてご説明させていただきます。

資料の左下をご覧ください。

改正食品衛生法が、令和2年6月1日等から施行され、HACCPに沿った衛生管理が制度化され、今年6月1日から完全施行をされたことに伴いまして、原則すべての食品等事業者がHACCPに関する衛生管理計画の作成、それから実施状況の記録の作成が求められるようになっております。

これを受けまして、取組宣言実施要綱の別表1でございます「県のガイドライン」を今回改正するものでございます。このガイドラインは、生産者・事業者が自主基準を設定するのに当たりまして、「衛生管理の基準」ですとか、「適正な表示の確認」等に係る取組につきまして、実施すべき標準的な内容を定めたものでございますが、この「県のガイドライン」を改正しまして、右側の改正前・改正後ということで対応表がございまして、改正後の欄の赤書きの事項について新たに規定するものとなります。

改正の概要としましては、①から⑤までの5点ございます。左側で、①から⑤まで書いているところと、右の表の①から⑤と書いているのが対応するようになります。

一つ目①でございまして、事業者につきまして、一般衛生管理に加えましてHACCPに係る衛生管理計画の作成及び実施状況の記録の作成について求められるようになったため、その旨を規定します。

②でございまして、現在要綱別表1に明確な規定がない生産者につきまして、事業者と同様に生産工程管理の計画の作成及び生産履歴等の記録の作成等について規定をします。

③でございまして、健康被害や不適正表示判明などの問題発生時の対応手順の作成に加えまして、対応時の措置の記録の作成を規定いたします。

④でございますが、設定した衛生管理計画や問題発生時の対応手順などの自主基準を従業員等に周知するための教育訓練の実施について規定します。

⑤でございますが、自主基準が適切に運用されているか定期的に確認しまして、必要に応じて見直しをすることを規定します。

また、要綱別表2として、「衛生管理の基準」、あるいは「適正な表示の確認」に係る、目安として実施すべき内容についても、あわせて改定を予定してございます。

左下のところでございますが、生産者・事業者は、県民の安全で安心できる食品の選択に資するため、こういった標準的な取り組みの内容を踏まえて、自主基準を設定します。

また、各取組宣言施設におきまして実際に運用する衛生管理計画や手順書はかなりのボリュームになることから、必要に応じて内容を要約したり、簡略化したりして、一般の方にアピールできるような基準としていただくことができます。

資料1枚目の裏面をご覧ください。裏面の左上をご覧ください。ガイドラインの改正に合わせて、宣言者の登録承認基準も改正いたしまして、現在6項目ある登録承認基準を資料に記載している4項目に整理をいたします。

改正後の要綱の施行日は、令和3年8月1日を予定してございます。

要綱改正に伴う経過措置でございますが、現在登録を受けている取組宣言者につきましては、施行後1年間は改正後の登録承認基準に基づく登録承認を受けている者とみなすとしてございます。

資料の右上をご覧ください。現在登録を受けております、取組宣言者に必要となる対応でございますが、経過措置が終了する令和4年7月31日までに、改正後のガイドラインにより新しい自主基準を設定していただきまして、登録変更届を提出いただくということになります。登録変更届出書をご提出いただいた場合には県の方で審査をしまして、変更承認書を交付させていただきます。

下の方には取組宣言者の数や推移、業種毎の数などをお示ししておりますのでご覧ください。

資料の2枚目の表面、それからその裏面に、それぞれ改正後、それから改正前の製造加工業の事業者の取組宣言のイメージを添付してございます。

2枚目の表面の改正後のイメージ図をご覧ください。改正後につきましては、左側の「食の安全安心に係る基準(自主基準)」の欄においては、県のガイドラインでお示ししました、「衛生管理の基準」、「適正な表示の確認」等の5本の柱につきまして、簡潔に記載していただきまして、一般の方にアピールしていただくとともに、右側の「衛生管理計画等」という欄で、計画の概要について記載いただくイメージとなっております。こちらにつきましては県のホームページでも公表をしていく形になります。以上で説明を終わらせていただきます。

【 西川会長 】

はいありがとうございました。報告へにつきましては、みやぎ食の安全安心取組宣言実施事業実施要綱の改正ということで説明をいただきましたが、皆さんから何か確認したいこと、意見等ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

【 高橋委員 】

高德海産の高橋でございます。HACCPの義務化に伴う部分で今ご説明いただきまし

たけれども、私の中で、法律の中身も管理する内容もすごく素晴らしい、理念はすごく高くていいと思うのですけれども、実際地元の飲食店だとか、近所のおじさん・おばさんがやっているような食堂・ラーメン屋さんとかでできるのでしょうか。多分分かってない人もいると思うし、国なり行政なりの求める部分の理念や理想の部分と現実とのギャップ、国民と法律作る側の部分とのギャップという乖離が激しいのではないかと思います。

国民が、頭のいい優秀な人たちばかりではないと思うので。これをちゃんとやらないと法律違反になりますよ、とか、ペナルティになりますよ、となるとついていけない人もいるのではないかということと、逆にちゃんとできているかとチェックする方の人数とか確保できているのかとか、こんなに飲食店ある中で果たして回りきれぬのかどうなのかという、素朴な疑問がございます。その辺いかがでしょうか。

あとは例えば、規模に合わせた部分の中で、飲食店向けとか、ラーメン屋さん向けだとか、お寿司屋さん向けといった、業態別のフォーマットを作ってあてがってあげる。自分たちでつくれなくても、これをやればいからと配布してあげて徹底させるというのであればわかるのですけれども、どこまでの力の入れ具合というのもまた違うと思うのですけれども。ただ、法律作ったことに意義があって、実行できるかどうかは別だねってなると何のためにあるのって思うので、その辺お話を聞かせただければありがたいと思います。

【 西川会長 】

はい。どうぞお願いします。

【 食と暮らしの安全推進課 千田技術副参事兼総括課長補佐 】

この取組宣言の制度につきましては、消費者とそれから生産者・事業者の相互理解を進めましょうという制度になってございまして、イメージを示しておりますけれども、中身的にはそれほどたくさんの方のことを書いて、公開するということは、求めていないという形になります。

あくまでも、HACCPに沿った取組をこのお店ではやっているということを、消費者の方が見て、ご理解いただいて、いい製品を作っているところを選択していただくというように、相互理解を進めましょうということでこの制度を作っているところでございます。

具体的には今ご指摘いただいているように、食品衛生法が改正になりまして、衛生管理計画の作成が求められています。その中には、例えば製造所であればこういったHACCPに係る計画というところで書いてありますけれども、こういった重要管理点について見ていくということが求められるのですけれども、こちらについては国で示しております手引き書がございまして、ある程度の雛形が出ていますので、そちらも併せてご案内をしていく考えでございます。

この制度今2,577の取組宣言者が、すでにいらっしゃって公開をしていただいておりますけれども、今回法律でHACCPが取り込まれたということで、お知らせをするとともに、HACCP対応の形に変えていただいて、ご自分の店舗あるいは製造所等でも取組をしていただくきっかけにさせていただければいいと考えてございます。

【 西川会長 】

はいどうぞ。高橋さん。

【 高橋委員 】

前提条件の認識にずれがあるのかもしれないのですが念のため確認ですが、これ義務化になっているんですね。義務と推奨、今のお話を聞くと推奨というか、目標項目というか、そういうふうにはしか聞こえないのですけど。

義務化と出て、絶対やらなきゃと思うのですけども、この辺法律的には絶対やらないとだめなのか、した方が望ましいという内容なのか教えてください。

【 食と暮らしの安全推進課 千田技術副参事兼総括課長補佐 】

この取組宣言の制度につきましては、必ず出さなければならないということではなく、消費者に向けて安全安心に取り組んでいることをアピールする事業者について、登録申請を出していただいて、県がそれに対して承認をする。それから、ロゴマークの発行をするという制度になってございますので、必ず義務化ということではございません。

ただ、もう一つの話としまして、それぞれ製造所、それから店舗の方でまわしていただく衛生管理の手法としては、HACCPが法律上取り込まれたところですので、取り扱いとしては、HACCP対応でやっていただくこととなりますけれども、そちらについては保健所の食品衛生監視員が施設を回っているときに、その対応状況については確認をさせていただきまして、まだ取り組まれていないということであれば指導をさせていただくと考えてございます。

【 加藤委員 】

制度について私もよくわからないのですけど、みやぎ生協で、今全店舗このみやぎ食の安全安心取組宣言で、このステッカーの下にメッセージを入れて、各店舗に添付させていただいているのですが、要綱が変わったことで、改めてイメージにあるような内容を県に申請して、それを審査して承認を経て、初めてまたこのステッカーが張られるっていうことでいいのかがまず1点。

あと、お店にステッカーを張る場合に、この2枚目の表面にイメージがあるのですが、このイメージは承認されてお店に貼れますってなったときに、最低限どこまで書かなければならないのかが2点目の質問です。

もう1つ要望なのですが、ずっと前から言い続けているのは、この事業者からのメッセージをみやぎ生協は店舗に貼っていますけど、メンバーは全く知りません。これが貼ってあることをリーダー層の方も、あったのねといった感じになっております。ですからこのステッカーを普及しただけではなく、県民に対して取り組み宣言というのはどういうことを、事業者がこういうことを頑張っているから、県が審査をして承認していますっていうのを、HACCPが義務化になっているのですけれど、HACCP自体を知っている消費者ってどのくらいいるのでしょうかと疑問なのです。ですから、県にはずっとお願いしているのは、事業者だけにHACCPを普及啓発じゃなくて、消費者に対しても、食品衛生上、非常に重要なことを、国は義務化し事業者はそれを守っていますということを、県が主体的にやっていかないと、県民に普及啓発はできないと思うのです。

そういった両輪で進めていくことを考えていただいてこの宣言の、事業者・生産者への普及を考えていただきたいと思います。以上です。

【 食と暮らしの安全推進課 千田技術副参事兼総括課長補佐 】

一つ目のご質問でございますが、ロゴマークについて、今回の要綱改正で引き続き店舗へ掲示は続けていいのかというご質問だと思うのですけれども、施行後1年の間に変更届

を出していただきまして、県で変更承認書の交付をしたいと考えております。経過措置のみなし規定で、最初の1年間は新しい基準に基づく承認を受けているものとみなすことにさせていただいておりますので、掲示についてはそのままにさせていただいて構いません。

それから、どのぐらいのイメージで基準を作成すればいいのかというお話ですが、今回、たまたま製造加工業の場合ということでお示ししておりますが、このぐらいのイメージ、これも衛生管理計画のところは大分詳しく書いてございますけれども、左側の実施基準のところにつきましては、1番のところでは衛生管理の基準、HACCPに沿った衛生管理に取り組んでいますよということですか、あとは製造所であれば、定期的に自主検査をしていますよということ、それから2番のところでは表示が適切で、それを確認する体制をとっていますよということ、それから3番のところでは、問題発生時の対応マニュアルに沿いきちんと対応していること、それから従業員の研修をやっているということで4番ですね、それから5番で、基準を定期的に確認して、必要があれば見直しをしていますよ。イメージとしてはこのぐらいのざっくり感でいいと思っております。逆に、あまり細かく書き過ぎますと一般の方が分からなくなりますので、この程度というような形で考えてございます。

あとは右側の衛生管理計画につきましては、それぞれ業種ごとに、手引き書というものが出ておりますのでそちらを参考にさせていただきながら、一般衛生管理ですかHACCPに係る項目はどのように取り組んでいるかということの概要をこちらの方に書いていただければと考えてございます。

変更届を出してくださいという、既存の取組宣言者への通知につきましては、いろいろな具体的な例を添えまして、参考にしてくださいということを出させていただきたいと考えてございます。

それから、この制度自体あまり浸透していない、県民の方への周知についても必要とご指摘ございました。今後どのような形で対応できるかを検討させていただくとともに、県のホームページでの周知や食の安全安心セミナーでの周知といったことも含めて、対応を検討してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

【 西川会長 】

加藤委員よろしいですか。

あと高橋委員からの質問のところは、この宣言している方々にはこれに沿ってやってくださいと。心配されている飲食店等の小規模なところではできないってことをおっしゃっているのだと思うのですが、それについては行政サイドで保健所を通じて指導をして、その規模等に応じて対応していきますということでご理解いただけますでしょうか。

多分、行政側も簡単に済むとは思ってない話で、これまでもしっかりHACCP対応しているところは、しっかりできるのでしょうかでも、みやぎ生協もそうだと思うのですが。実際にできないところはこれからですので、できてないから駄目だということではなくてしっかり保健所を通じて対応することになると思いますので、そこはしっかり行政の方もよろしくお願ひしたいと思ひます。

よろしいですか。もしご意見あればなんですか。

【 環境生活部 小野寺副部長(技術担当)兼食と暮らしの安全推進課長 】

HACCPは本当に絵に描いた餅にならないようにと思ひてござひます。小さく産んで大きく育てるっていいですか、まずは作ってそこから一気に全部はできないので、少しずつ浸透を図っていくしかないのかと思ひてござひます。本当は法律なので、施行した瞬間

に100%というのが本当なのでしょうけど、そこは、かなり難しいと思ってございますので、徐々に広げていくと考えているところでございます。

【 佐々木圭亮委員 】

2枚目の表のところなのですが、確認ですが、衛生管理計画等の中の一般衛生管理にかかる計画なのですが、従業員の健康管理ということで「検便については3ヶ月ごとに実施」と記載がありますが、これはこのようにしなさいということでしょうか。

【 食と暮らしの安全推進課 千田技術副参事兼総括課長補佐 】

県の公衆衛生上必要な措置にかかる指導の方針というのをお示しさせていただいておりますけれど、最低年に1回検便をしてくださいということをお願いしております。ただし、大規模流通食品ですとか、大きな飲食店ですとか、そういったところについてはその規模に応じて、頻度を決めていただくことで、県のホームページにも出させていただいているのですが、こちらの例は惣菜ということ想定して書かせていただき、かなり大規模に流通しているところということで、3ヶ月に1回となっております。こちらはあくまでも事業者の例ということで3ヶ月に1回やりますよということであっていただいていることとなります。

【 佐々木圭亮委員 】

はい。わかりました。

【 西川会長 】

少しわかりにくいお話だったかと思うのですが、HACCPを義務化されたことから、普及しないといけないことでもありますので、何とか進めたいっていう県の思いもわかりますので、実際の行政サイドとそれを受けてやらないといけない側と、うまく、調整しながらやっていただきたいと思います。

それではハについては皆さん、その他ご意見よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

報告ニ 6月に情報提供した資料にいただいた御意見と県の考え方について

【 西川会長 】

では続きまして、報告のニ 6月に情報提供した資料にいただいたご意見と県の考え方について事務局から説明をお願いします。

【 食と暮らしの安全推進課 千田技術副参事兼総括課長補佐 】

それでは資料5をご覧ください。こちらは6月に資料を送付させていただいた際の情報提供資料にいただいたご意見と県の考え方となります。

各項目の冒頭に記載しております、資料番号及び資料名は、6月に送付した資料に対応してございます。

一番上の項目につきましては、6月に送付した令和3年度の実施計画にいただいたご意見となります。

まず上段でございますが、学校給食用米穀として、県産のひとめぼれ一等米を供給する仕組みについて、もっと周知するとともに、環境保全米の学校給食への普及を進めてほし

いのご意見です。宮城米を学校給食に供給する「みやぎ米飯学校給食支援方式」は、公益財団法人宮城県学校給食会やJAグループ宮城等で構成する米飯学校給食普及拡大推進委員会が推進母体となり、学校給食用米穀にひとめぼれ一等米を供給する仕組みで、この取組に加入する31市町村で供給が行われています。

今後もJAや関係団体と連携して周知に努めるとともに、環境保全米が安定的に供給されるように努めてまいります。

次に二つ目のご意見ですが、こども食堂を介した範囲での取組で、漁業者等の育成、地元水産物の消費拡大までを実施方針とする大きさに違和感があるのご意見です。

「こども食堂を通じた魚食普及活動支援事業」は、業者間に醸成されている社会貢献への意識が高まっていることを受けて、漁業者育成と魚食普及・消費拡大の両面から取り組む新たな試みとして掲載しております。全県的な地元水産物の消費拡大・魚食普及活動は「みやぎ水産の日」を核とする取組で、漁業者育成も担い手育成のための事業で別に実施しております。

次は資料4-4、中段のところになります。昨年度検討しました「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第4期）」へのご意見になります。

まず一つ目でございますが、環境保全型農業に関する目標項目が変更された理由と、目標値が端数となっている理由についてのご質問になります。目標項目につきましては、環境保全型農業直接支払交付金の方が指標として適当と判断し項目を見直しております。数値目標につきましては市町村からの要望量を積み上げたものとなっております。

以下、原木キノコの出荷制限解除生産者数の目標値及びGAPの指標変更への質問及び行政の概要へのご意見をいただいておりますが、後程資料をご覧ください。

以上で説明を終わります。

【 西川会長 】

はいありがとうございました。

ただいま6月に情報提供した資料にいただいた御意見と県の考え方について説明いただきましたけども、皆さんから何かご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

報告ホ 食品に係る放射性物質検査結果について

【 西川会長 】

それでは続きまして、ホ 食品に係る放射性物質検査結果について事務局から説明をお願いいたします。

【 食と暮らしの安全推進課 千田技術副参事兼総括課長補佐 】

それでは、令和3年4月から6月までの3ヶ月の間に実施いたしました食品に係る放射性物質検査の結果について、簡単にご報告させていただきます。資料6をご覧ください。

県では、原子力災害対策本部が定めた「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づきまして、四半期ごとに、「農畜水産物等の放射性物質検査計画」を定め、検査を実施してございます。

これにより県の関係部局において、出荷前の農産物、林産物、水産物、畜産物や野生鳥獣、出荷後の流通食品等において、それぞれ検査を実施しております。県といたしましては、今年度も引き続き検査を実施しております。

では、6月末までの検査結果についてご報告いたします。

出荷前検査についてですが、野菜類、果実類、穀類等の農産物は42点、原乳は9点、牛肉は1,318点、海産魚種、内水面魚類などの水産物は4,110点、きのこ・山菜類などの林産物は621点、イノシシ、ツキノワグマ、ニホンジカなどの野生鳥獣肉は135点、合計6,235点の検査を実施いたしました。

うち、基準値を超過した品目は林産物でコシアブラ、ゼンマイ、タケノコ、タラノメとなっており、いずれも野生のもの20点で、すべて出荷制限指示が出されているものがございます。

また、野生鳥獣肉の欄の下段に記載しておりますニホンジカ115頭につきましては、出荷を目的に全頭検査が行われたものでございます。

次に出荷後の検査ですが、飲料水や一般食品等の流通食品は85点検査を実施いたしましたが、基準値を超過したものはございませんでした。

続きまして、住民持込測定についてですが、これは県内の市町村で自家栽培や自ら採取した食材などを住民が持ち込み、測定をしているものでございますが、測定点数は130点で、うち5点が基準値超過となっております。

基準値を超過した品目はコシアブラ、ゼンマイとなっております。

検査結果などは、「みやぎ原子力情報ステーション」で、品目別に公表をしております。資料に記載のホームページを参考にさせていただきますようお願いいたします。以上で報告を終わります。

【 西川会長 】

はいありがとうございます。食品に係る放射性物質検査の結果ということですが、皆さん何かご質問はございますでしょうか。まだ林産物については、若干出ているところが気になりますけれども、こういった検査を行っているということが重要でございます。

何かご意見いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

報告のイからホまですべて終了いたしました。

(3) その他

【 西川会長 】

それでは(3)でその他となりますが、他に資料が出ておりますので事務局から説明お願いいたします。

【 食と暮らしの安全推進課 千田技術副参事兼総括課長補佐 】

それでは、コロナ対策を実施しております飲食店を県が認証する制度でございます「みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」についてご説明させていただきます。

資料7をご覧ください。この認証制度につきましては、県内の飲食店における感染防止策を強化しまして、新型コロナウイルス感染症の拡大を継続的に抑え込むとともに、感染防止策を県が第三者として認証を行うことにより、利用客の増加につなげることで県内飲食業の振興を図るものでございます。

1の認証制度のポイントでございますが、国から示された認証の基準などを踏まえまして、安心して利用できる基準をより具体的に設定しております。

第三者による認証としまして、1店1店、現地調査を行い、基準に適合しているか確認していき、感染防止策が不十分であれば問題解決に向け指導をさせていただいております。

基準をクリアした店には、資料の右下にあります認証マークのステッカーを交付してございます。

認証店には感染防止策を講じるための支援などのインセンティブを提供してございます。認証の質を確保していくために認証後も現地調査を実施し、状況確認をしていくこととしております。

2の申請から認証までの流れでございますが、申請につきましては5月21日より、受け付けをスタートしてございまして、電子メール、郵送又はWEB申請で受け付けております。受け付け後、1店1店現地調査を行いまして、基準への適合状況を確認し、基準をクリアした店は認証マークを店舗に掲示することで、認証店として利用客にアピールできるシステムとなっております。

7月16日時点で見込みを含めて、783店舗の登録手続きが完了しております。

裏面をご覧ください。3の認証基準につきまして、この資料では主だったものを掲載させていただいておりますが、国から示されている基準案をベースに、宮城県として独自の項目を追加するとともに、一部項目を整理するなどして、36項目の認証基準としてございます。宮城県独自の項目としましては、左側の区分の上から2段目の「客席の利用」としまして、「入れ替えの都度テーブル・カウンターを消毒液により清拭すること」などを追加しております。他に、次の、「店舗設備の管理」としまして、換気の徹底において「適切な管理が実施されていることをCO₂センサーなどにより確認すること」を盛り込みまして、「換気の見える化」ができるようにしております。

最後に認証取得促進策でございますが、なるべく多くの飲食店が感染防止策を講じまして、認証取得をしていただきたいと考えていることから、環境整備に要する経費の補助制度を設けてございます。

また、販売時期は未定でございますが、今後の感染状況を見て、認証店でのみ使用できる割り増し食事券「認証店おうえん食事券」を発行する予定としてございます。

また認証店につきましては、明日から8月16日までの仙台市内の接待を伴う飲食店、酒類を提供する飲食店に対する午後9時までの時短要請の対象外とすることになってございます。説明は以上でございます。

【 西川会長 】

その他ということで、「選ぶ！選ばれる！！みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」についての説明でございましたが、何かご質問はございますでしょうか。

はい。加藤委員どうぞ。

【 加藤委員 】

質問です。表面の申請から認証までの流れの中の現地調査助言のところにあるコロナ対策指導員という記載があるのですが、コロナ対策指導員という方は、どういう方なんでしょうか、特別な資格がある方なんでしょうか。あと、何人ぐらいいらっしゃるのか教えていただきたいと思いました。

【 食と暮らしの安全推進課 千田技術副参事兼総括課長補佐 】

コロナ対策指導員と記載してございますけれども、こちらで申請を受けまして現地調査を県職員、それから、県が委託した事業者で回らせていただいております。その中で、取組が難しい項目につきましては、このようにするとクリアできますよといったアドバイス

をさせていただいているので，なるべく認証できるような形でアドバイスをさせていただいているので，コロナ対策指導員と記載させていただいております。

1,000件を目指して頑張っているところでございますけれども，チーム数としては20ないし，それ以上のチームを組んで，県内の飲食店を回らせていただいているところでございます。

【 西川会長 】

よろしいでしょうか。

その他，皆さんからご意見，ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは本日の議事の一切は以上をもちまして終了となります。事務局にお返しいたします。

4 閉会